



全国「精神病」者集団
JNGMDP

事前質問には、 「廃止に向けた法律の見直し」 と書くことを求める！



全国「精神病」者集団パラレルレポートの事前質問案 (要約)

- ▶ 政府は、成年後見制度をはじめとする障害を理由とした行為能力及び訴訟能力、弁論能力を制限する**法律を廃止するための検討**を開始する予定はあるのか。
- ▶ 精神保健福祉法に規定された非自発的入院及び行動制限を**廃止するための検討**を速やかに開始するのか。
- ▶ 政府は医療観察法の**廃止に向けた検討**をしているか。



政府は次の報告をしなければならない

第12条 (b) : 障害を理由とした法的能力を制限する法律を廃止するためにとられた立法上の措置。

第14条 (b) : 障害を理由とした強制的な施設収容、強制治療、制約あるいは隔離を許容する法律を廃止するためにとられた措置。

「障害者の権利に関する条約簡易報告制度の下での報告を含む障害者権利委員会への定期報告に関するガイドライン」
(CRPD/C/3/2016年11月17日)

STOP DISCRIMINATION!

Every man gotta right to decide his own destiny.

日本政府は、本来なら条約違反となるはずの法律を廃止するためにとられた方策を締約国政府報告書で報告しなければならないはずである。しかし、日本政府は、条約違反に当たらないと解釈することで条約違反となる法律を廃止するための検討をおこなわなかった。

日本政府の条約解釈

①12条: 日本政府は、第12条第2項の「法的能力」の定義を「法的地位」としており「権利の行使」は含まれないとしている。また、日本政府は成年後見制度を第12条第3項に基づく支援と位置付けている。(締約国政府報告書パラグラフ75)

②14条: 日本政府は、第14条が障害のみを理由とした人身の自由剥奪を禁止する条文と解釈しており、精神障害者と追加の要件でおこなわれる精神保健福祉法の非自発的入院制度及び行動制限、医療観察法に基づく入院処遇は第14条に違反しないとしている(締約国政府報告書パラグラフ105、106)。

日本政府は、批准時の政府解釈に基づき成年後見制度を条約第12条第3項に基づく支援であると主張しています。そのため、勧告に「支援された意思決定への転換を下さい」とだけ書いても、日本政府は動きません。事前質問には「成年後見制度の廃止に向けた検討をしたのか?」、勧告には「成年後見制度の廃止に向けた検討を下さい」とまで書かなければ効果がないのです。精神保健福祉法の非自発的入院および行動制限、医療観察法の入院処遇についても同じです。事前質問には「精神保健福祉法の非自発的入院および行動制限、医療観察法の入院処遇の廃止に向けた検討をしたのか?」、勧告には「精神保健福祉法の非自発的入院および行動制限、医療観察法の入院処遇の廃止に向けた検討を下さい」とまで書かなければ効果がないのです。